

大津駐屯地周辺での 小型無人機等の飛行は禁止されています

駐屯地は、小型無人機等飛行禁止法（平成28年法律第9号）に基づく対象防衛関係施設に指定されている為、

駐屯地周辺約1000m地域での小型無人機等の飛行は原則禁止されています。飛行禁止地域の詳細及び飛行を行う場合の手続き等については、防衛省HPをご覧ください。下記の問い合わせ先へお問合せください。

なお、**同法に違反した場合は、同法上の安全確保措置の対象になる場合がある**ほか、「6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金」が科せられます。

陸上自衛隊大津駐屯地司令

問い合わせ先：077-523-0034
内線：206・207



大津駐屯地
1000m周辺地域

